

藤田医科大学病院院長副院長会議規程

平成21年規程第7号

施行 平成21年2月1日

改正 平成31年2月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学病院（以下、当院という）における院長副院長会議の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の目的)

第2条 院長副院長会議は、第6条第1項各号に掲げる事項について、合議により決定することを目的として設置する。

(構成員)

第3条 院長副院長会議は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 看護部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 事務局長
- (6) その他病院長が必要と認める者

2. 前項各号に掲げる委員は、本人が出席できないときは代理の者を出席させることができる。

3. 院長副院長会議の議長は、病院長をもって充てる。

4. 院長副院長会議は、病院長が招集する。

(定足数)

第4条 院長副院長会議は、前条第1項各号に掲げる委員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、出席する委員には病院長（前条第2項に基づく代理による場合を含む）が含まれていなければならない。

(議決数)

第5条 院長副院長会議の議事は、第3条第1項各号に掲げる委員の出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、賛成には病院長（第3条第2項に基づく代理による場合を含む）が含まれていなければならない。

(審議事項)

第6条 院長副院長会議は、次の各号に掲げる事項（以下、審議事項という）について審議する。

- (1) 当院の診療活動及び院内業務の活性化に関する事項
- (2) 当院各部署の運営合理化に関する事項

- (3) 特定機能病院としての施策に関する事項
- (4) 診療報酬の増収及び福利厚生の方策に関する事項
- (5) 当院各部署の連携及び相互協力に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

2. 前項各号に掲げる審議事項の院長副院長会議における発議は、当院各部署又は委員会に係る担当副院長又はこれに準ずると病院長が認める者により行うものとする。
3. 発議された審議事項は、院長副院長会議において決定する。
4. 前項の定めにより決定された審議事項のうち、理事会その他の決定又は決議が必要な事項については、病院長がこれを理事会その他に諮るものとする。

(外部の有識者からの意見聴取)

第7条 病院長は、院長副院長会議において必要と認めたときは、外部の有識者からの意見を聴取することができる。

(開催)

第8条 院長副院長会議は、原則として毎週月曜日に開催する。ただし、病院長は、別の曜日にこれを開催し、又は休止することができる。

(決定した審議事項の周知)

第9条 病院長は、院長副院長会議において決定した審議事項について、拡大病院幹部会及び臨床系教授会、診療連絡会議において周知するものとする。

(事務)

第10条 院長副院長会議の事務は、戦略企画部において行う。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、平成21年2月1日から施行する
2. 平成7年11月27日制定の院長副院長連絡会内規は廃止する。
3. 平成24年4月1日一部改正
4. 平成27年4月1日一部改正
5. 平成31年2月1日一部改正